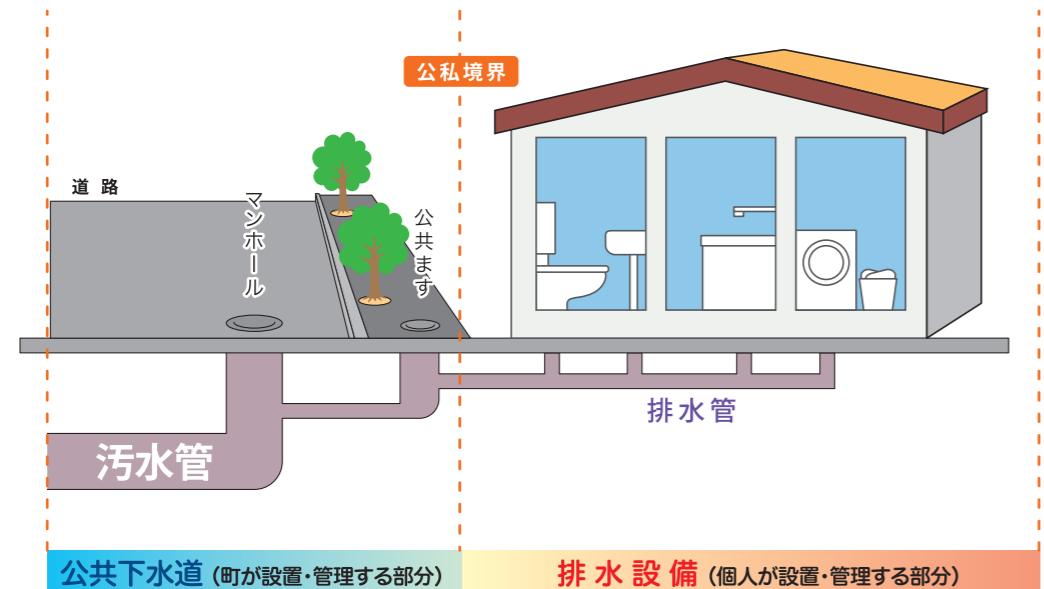


排水設備工事について



水洗トイレおよび排水設備などの工事

家庭の台所、風呂場、トイレなどから出る汚れた水を下水道に流すために、みなさまの土地に排水管やますを設置して頂かなければなりません。排水管やますを排水設備といい、排水設備の工事に係る費用は個人負担となります。



水洗便所への改造

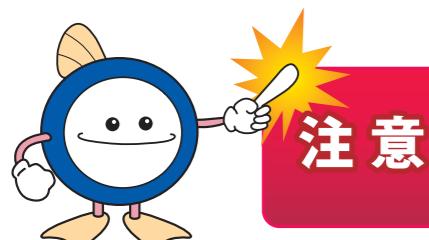
- ①汲み取り便所は下水道が使えるようになってから3年以内に水洗便所に改造していただくことになります。(下水道法第11条の3)

下水道本管への接続

- ②台所、風呂場、その他の生活排水は、下水道本管に接続していただくことになります。(下水道法第10条)

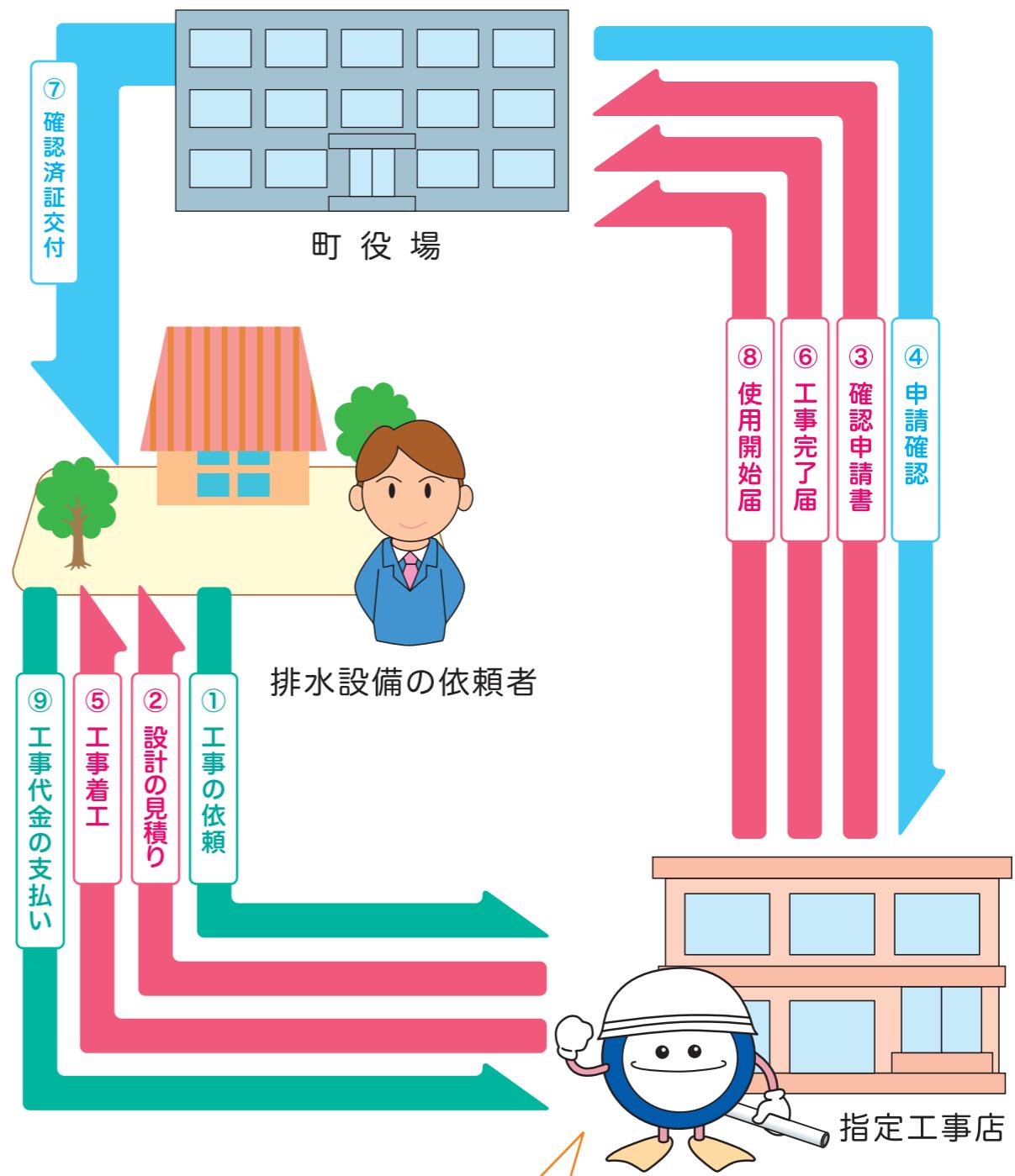
浄化槽の廃止と下水道本管への接続

- ③合併処理浄化槽を設置している方は、浄化槽を廃止し、排水先を下水道本管に接続していただくことになります。(下水道法第10条)



下水道を使えるようになった区域では、公共下水道に接続した水洗トイレにしないと家屋を建築することができます。(建築基準法第31条)

排水設備工事の手順



排水設備工事は指定工事店で!

排水設備工事は、町が指定した指定工事店でしかできません。町に提出していただく書類なども指定工事店が代理で手続きすることができます。